

「トライアングル」プロジェクト実践研究事業
学校と福祉機関の連携について

令和3年11月

兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課

1 はじめに

- 兵庫県の概要
- 兵庫県特別支援教育第三次推進計画（H31.3）

2 教育・家庭・福祉の連携マニュアル

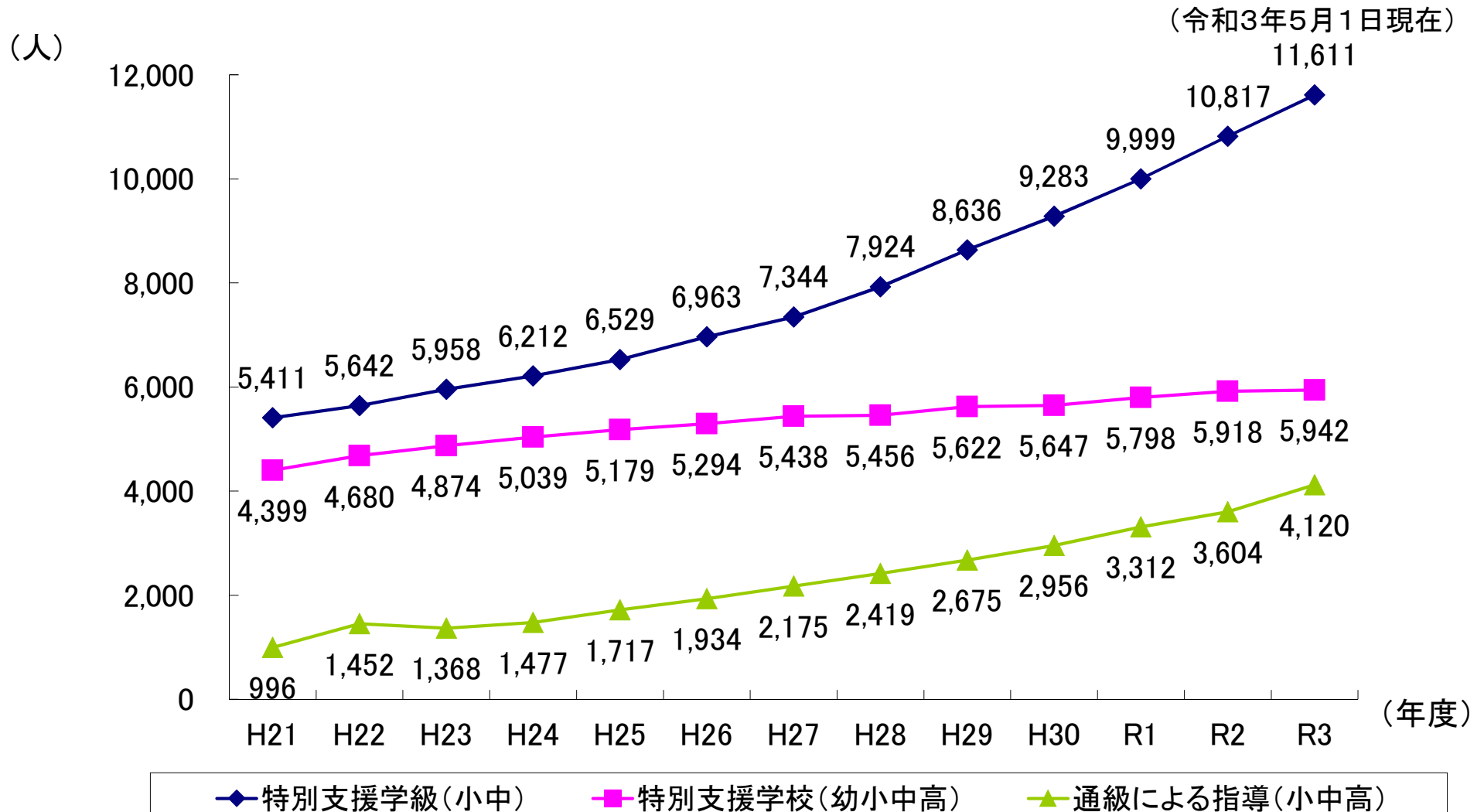
- 学校と福祉の連携の必要性
- 連携にかかる兵庫県の方針
- 福祉との連携に向けた学校の準備 等

3 おわりに

- モデル実施の成果と課題

1 はじめに ～兵庫県の概要～

【兵庫県内の特別支援学校、特別支援学級在籍者数及び通級による指導を受けている児童生徒数の状況】



1 はじめに ～兵庫県の概要～

【兵庫県内の特別支援学級の状況】

(令和3年5月1日現在)

小 学 校			中 学 校		
学校数	設 置 学校数	設置率	学校数	設 置 学校数	設置率
733	706	96.3%	333	324	97.3%

児童生徒数	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病・虚弱	情緒障害	自閉症	計
小学校	19	69	3,700	266	56	4,544		8,654
中学校	3	49	1,301	72	22	1,511		2,958
計	22	118	5,001	338	78	6,055		11,612

1 はじめに ～兵庫県特別支援教育第三次推進計画～

時期	内容
平成19年4月	特殊教育から特別支援教育への転換
平成19～23年度	兵庫県特別支援教育推進計画
平成24年7月	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進（報告）
平成26～30年度	兵庫県特別支援教育第二次推進計画
平成29年度～	学習指導要領の改訂
平成31～令和5年度	兵庫県特別支援教育第三次推進計画

1 はじめに ～兵庫県特別支援教育第三次推進計画～

兵庫県がめざす特別支援教育 → **共生社会の実現**

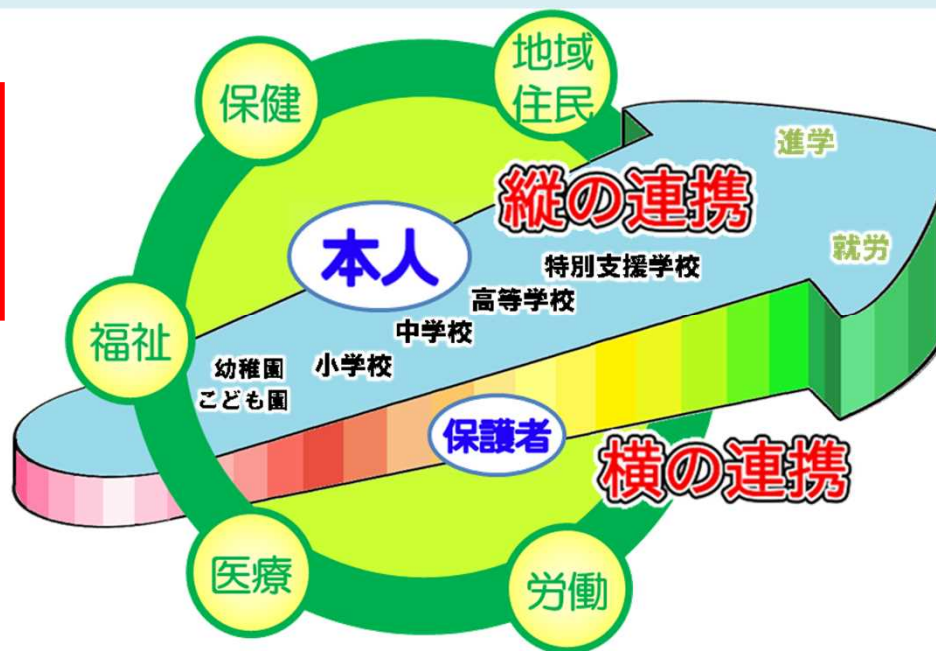
I 連続性のある多様な学びの場における教育の充実

～すべての学校園で取り組みつなぐ特別支援教育～ (縦の連携)

II 連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実

～早期から卒業後へ支えつながる特別支援教育～ (横の連携)

キーワード
「縦横(タテヨコ)連携」



1 はじめに ～兵庫県特別支援教育第三次推進計画～

Ⅱ 連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実

～早期から卒業後へ支えつなげる特別支援教育～ **(横の連携)**

1 関係機関との連携による支援の充実

(1) 教育機関との連携

- ・特別支援教育推進員の配置による市町支援 等

(2) 保健・福祉機関との連携

- ・ **「トライアングル」プロジェクト実践研究事業の実施** 等

(3) 医療機関との連携

- ・医療的ケア運営協議会の設置 等

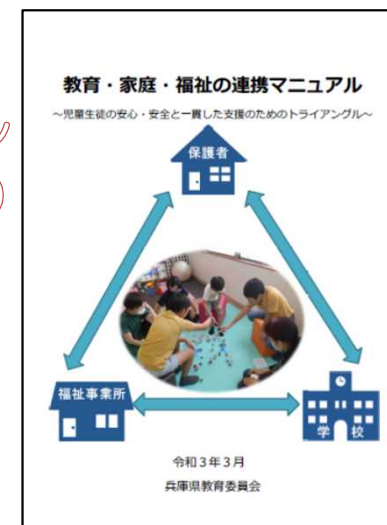
教育・家庭・福祉の
連携マニュアル
(R3.3策定)

(4) 労働機関との連携

- ・就職支援コーディネーターの配置 等

(5) 地域住民との連携

- ・地域と連携・協働する仕組みの検討 等



2(1) 学校と福祉の連携の必要性（マニュアルP3）

背景：

- 全国的に放課後等デイサービスの利用が増加している。
- 教職員の理解が深まっておらず、学校の協力を得られにくい。
- 学校の制度や校内体制等について、事業所の理解が進んでいない。

国では：

- 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト発足
(H29.12 文部科学省・厚生労働省)
- 教育と福祉の一層の連携等の推進について (H30.5 文部科学省通知)

県では：

- 兵庫県特別支援教育第三次推進計画 (H31.3)
 - 「トライアングル」プロジェクト実践研究事業 (H31~R2)
 - ※モデル校 : 県立こやの里特別支援学校 (H31~R2)
 - ※モデル市 : 伊丹市 (H31)
 - ※モデル地域 : 阪神地域管内 (R2)
- ➡ 教育・家庭・福祉の
連携マニュアル

2(2)現状把握の実態調査（マニュアルP12,13）

1 学校が把握している事業所の利用状況

※義務教育学校は小学校に含む

	利用児童生徒が 在籍していない 学校数	利用児童生徒が 在籍している 学校数と割合	のべ 事業所数	1校当たりの 平均利用 事業所数
小学校	5	168 97.1%	1,376	8.2
中学校	5	72 93.5%	310	4.3
小・中学校	10	240 96.0%	1,686	7.0
特別支援学校	0	10 100%	227	22.7

※小・中学校で19ヶ所、特別支援学校で61ヶ所の事業所を利用している学校もある

☆ほぼ全ての学校で、複数の事業所との連携が必要

- ・安全面での手立て
- ・一貫した支援
- ・合理的な連携体制

2 事業所の送迎や保護者・学校との連携で困っていること

- ・下校中の児童との接触事故があった。（小学校）
- ・児童に先生がついておらず、下校してよいか悩んだ。（事業所）
- ・事業所との連絡がうまくできず、学校が調整に入った。（中学校）
- ・学校と事業所それぞれに相談をしないといけなかった。（保護者）

2(3) 連携にかかる兵庫県の方針（マニュアルP14）

<児童生徒の安心・安全と一貫した支援のためのトライアングル>

安心・安全性

- ・ 児童生徒の引渡しや訪問のルール等を決める。
- ・ 緊急時の対応等も含めた必要な情報を共有する。

一貫性

- ・ 学校でも事業所でも家庭でも一貫した指導・支援を行えるよう情報を共有する。

合理性

- ・ どの学校でもどの事業所でも、同様の理解にもとづく連絡・連携体制等を整備する。

- ・ 連携の目的：「安心・安全性」「一貫性」「合理性」

2(4) 市町教育委員会の役割（マニュアルP15）

市町教育委員会は、市町等の実情に応じた実効性のある取組を推進するため、福祉との連携に関する体制等を整える役割を担う。

① 市町の実情に応じたマニュアルの作成と様式例の活用

- ・ マニュアルと様式に、市町の実情に応じた必要な調整等を加える。
 - 活用しやすいマニュアルづくり

② 福祉部局との連携

- ・ 定期的に放課後等デイサービス事業所等連絡会を開催する。
- ・ 教育相談等で活用できるチラシ等を作成し、周知する。
 - 学校と事業所との円滑な連携

③ 学校への支援

- ・ 各学校が事業所と主体的な連携を図ることができるように支援する。
 - 校長会での情報共有
 - メール配信システムの整備

2(5) 福祉との連携に向けた学校の準備（マニュアルP16～20）

市町教育委員会・学校は、保護者・事業所と共有するために、次の観点について整理する。また、連携に当たっては、保護者や児童生徒の思いや考えを尊重しながら、適切に準備を進める。

1 放課後等デイサービス事業所との連携について

- (1) 事業にかかる学校の担当者と連絡窓口の決定
- (2) 情報共有のルールの作成
- (3) 送迎のルールの作成
- (4) 緊急時の対応等、その他のルールの作成（居場所確保等）
- (5) 申請等様式の作成 ※県教育委員会特別支援教育課HPからダウンロード可能
- (6) 確認事項の検討
- (7) 確認事項の情報共有

2 保育所等訪問支援事業の進め方について

- (1) 事業にかかる学校の担当者と連絡窓口の決定
- (2) 訪問支援受入ルールの作成
- (3) 申請等様式の作成 ※県教育委員会特別支援教育課HPからダウンロード可能

2(5) 福祉との連携に向けた学校の準備（マニュアルP17）

様式例 【情報共有ツール例】 ・ 過度な負担がかからないように

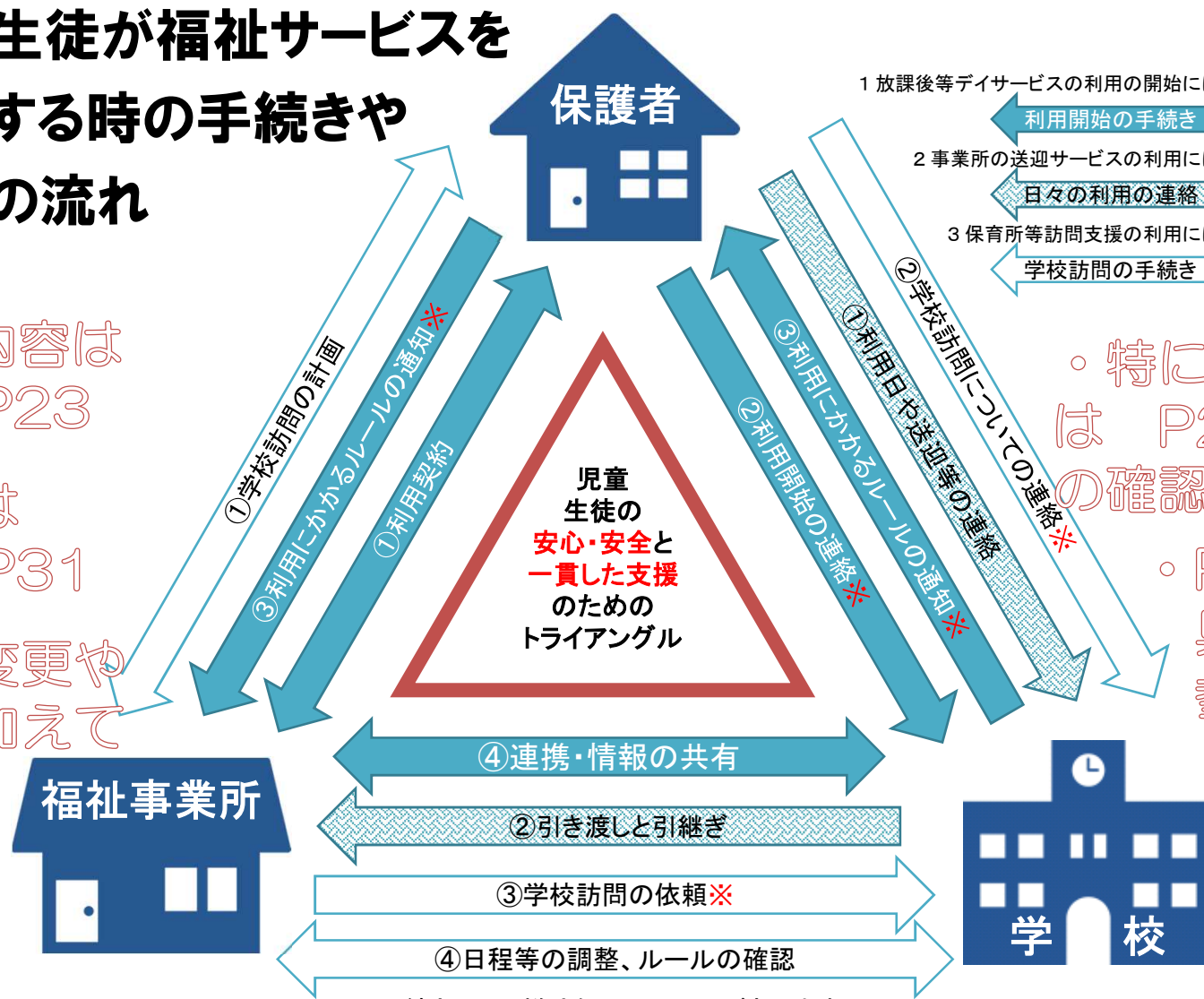
※児童生徒の実態に応じて、必要な項目等を検討する

〇〇〇〇学校 〇年〇組 名前〇〇 〇〇	記入者：
〇 月 〇 日 (〇)	事業所名：
①給食について【 】（1～4で記入） 1：全部食べた、2：少し残した、3：ほとんど残した、4：全部残した	
②学校での様子について（該当箇所に☑を記入） <input type="checkbox"/> 調子よく過ごせた <input type="checkbox"/> 普段と変わらずに過ごせた <input type="checkbox"/> 調子よくなかった	
③投薬について（該当箇所に☑を記入） <input type="checkbox"/> 飲んだ、 <input type="checkbox"/> 飲んでいない、 <input type="checkbox"/> 不要	
④学校から事業所への連絡事項	※特に必要な場合のみ記入
())
⑤事業所から家庭への連絡事項	※特に必要な場合のみ記入
())

2(6) 児童生徒が福祉サービスを利用する時の手続き例（マニュアルP21～23）

図 児童生徒が福祉サービスを利用する時の手続きや連絡の流れ

- ・ 詳しい内容は P21～P23
- ・ 様式例は P24～P31
- ・ 必要な変更や修正を加えて



- ・ 特に重要なのは P26・27 の確認事項
- ・ P41 の具体例を参考に

※の手続きには、様式例(P24-31)があります。

2(7) 「安心・安全性」の取組（マニュアルP32,33）

1 下校時の児童生徒引き渡しのルール

【内容】

- 学校における学級担任による引渡し方法。
- スクールバスのバス停における介助員による引渡し方法。

- 急な対応に困らない
- 余裕が生まれる

2 放課後等デイサービス事業所等連絡会

【取組】

- 事業所が主体となって、年3回連絡会を開催し、連絡、協議、研修等を行う。

- 他の事業所の取組
- 学校との連携

3 事業所等職員の把握

【取組】

- 事業所等職員の顔写真等を職員室に掲示し、教職員がいつでも事業所等職員を把握できるようにした。

顔が分かり、連携がスムーズに



2(7) 「一貫性」の取組（マニュアルP34～37）

1 学校・福祉・保護者連携ケース会議の開催

【取組】

- ・ 特別支援学校のセンター的機能を活用したケース会議による一貫した支援の検討を行う。

- ・ 安定した学校生活
- ・ 連携の効率化

2 連携による一貫した支援

【取組】

- ・ 福祉の個別支援計画を立てるに当たり、相談支援事業所と放課後等デイサービス担当者が学校を訪問し、児童生徒の様子を観察する。
- ・ サポートの見直し等にも学校を訪問し、担任と懇談する。

- ・ 同じ支援方法による子どもの心理的安定

3 事業所等との情報共有

【取組】

- ・ 学校の指導に関する基本的な考え方や連携にかかる手続き等についての資料を作成する。
- ・ 定期的に、学校便りや行事予定等を配付する。

- ・ 事業所の安心感

2(7) 「合理性」の取組（マニュアルP38～40）

1 福祉サービスの理解促進に向けた校内研修

【取組】

- ・ 連携マニュアルや理解啓発チラシ等の資料を配付し、福祉サービスや制度の概要について説明した。

・ 福祉サービスの理解の深まり

2 児童生徒が利用する事業所等の周知

【取組】

- ・ 年度当初の校内委員会や職員会議等で放課後等デイサービスを利用する児童生徒やその事業所等について確認した。
- ・ ケース会議等実施日について、教職員に周知した。

・ 利用状況の把握

3 事業所と学校の連絡等の効率化

【取組】

- ・ 学校へ送迎に来た事業所職員が、担任への質問用紙を投函する専用メールボックスを設置した。

・ 簡便かつ確実な伝達

1 各学校で実施しているルールや確認事項の具体例

- 【下校時の児童生徒の引渡しの具体例】
- ・送迎車の校内乗入れを禁止する。
 - ・送迎車は校内の所定の位置に駐車し、許可証を提示する。
- ・それぞれの学校の利用状況や
周辺状況等が異なる
- ・送迎時は必ず職員室を訪れ、事業所名と利用児童生徒名を報告する。
 - ・教室前もしくは学校が許可した校内の安全な場所で引き渡す。
- ☆各学校の状況に合わせて組織的に検討する

2 具体例の取組による成果と課題

- 【成果】
- ・電話での問い合わせが減り、担任の負担が軽減した。
 - ・事業所との情報共有することで、同じ対応をすることができた。
- ☆児童生徒の落ち着きにつながる
- 【課題】
- ・特別支援学級在籍児童の利用が多く、通常の学級担任の理解にばらつきがある。
- ☆定期的な校内研修・情報共有